建設リサイクル法の提出方法の変更についてのお知らせ

**この法律の１１条に基づく国の機関又は地方公共団体が行う対象建設工事については、今後次のとおり取り扱いますので、ご理解とご協力をお願いします。**

**通知様式を次の３枚に変更し、提出方法をメールに変更します。**

**①メール本文（次ページ参照）**

**②別表（様式１・イ）**

**COBRIS（建設副産物情報交換システム）で作成している帳票**

**③別表（様式２・ロ）**

**この変更は平成３０年４月１日（日）から行います。**

※　法１０条に基づく民間事業者が実施する工事届出は、従来どおり持参による提出が必要です。

長崎市内で行う対象建設工事の通知書提出メール送付先

長崎市建築部建築指導課代表メールアドレス

[**kenchiku\_shidou@city.nagasaki.lg.jp**](mailto:kenchiku_shidou@city.nagasaki.lg.jp)

【建設リサイクル法に関する窓口】

平成30年度より

ステッカーの配布は

行っておりません

長崎市建築部建築指導課

所在地：長崎市桜町4-1（長崎商工会館5階）

TEL：095-829-1174　FAX：095-829-1168

【法第11条に基づく通知書の記載方法】

メール件名：建設リサイクル法第11条通知書【通知者機関名（例：長崎市役所○○部○○課）】

メール本文：長崎市役所建築指導課　御中

通知者名：長崎市役所○○部○○課

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第11条の規定により、別表（様式1・イ、様式2・ロ）のとおり通知します。

工事名：○○○○工事

工事場所：長崎市○○町

工期（着工）：Ｒ○○/〇〇/○○（竣工）Ｒ○○/〇〇/○○

工事種類：下記①～④から該当するものを記載

①建築物に係る解体工事

②建築物に係る新築又は増築の工事

③建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの

④建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等

（送信者情報：記載内容は任意）

……………………………………………………………

長崎市役所○○課○○係

〒850-8685長崎市桜町〇-○○

TEL：○○○-○○○-○○○○

E-Mail：○○○○○○○○

……………………………………………………………

添付ファイル：別表（様式1・イ、様式2・ロ）のファイル形式はＰＤＦ。

ファイル名は工事名。

【法第42条第1項に基づく報告書の記載方法（工事着工日を過ぎて提出する場合）】

メール件名：建設リサイクル法第42条第1項報告書【報告者機関名（例：長崎市役所○○部○○課）】

メール本文：長崎市役所建築指導課　御中

報告者名：長崎市役所○○部○○課

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第42条1項の規定により、別表（様式1・イ、様式2・ロ）のとおり報告します。

工事名：○○○○工事

工事場所：長崎市○○町

工期（着工）：Ｒ○○/〇〇/○○（竣工）Ｒ○○/〇〇/○○

工事種類：下記①～④から該当するものを記載

①建築物に係る解体工事

②建築物に係る新築又は増築の工事

③建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの

④建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等

報告に至った理由

（送信者情報：記載内容は任意）

……………………………………………………………

長崎市役所○○課○○係

〒850-8685長崎市桜町〇-○○

TEL：○○○-○○○-○○○○

E-Mail：○○○○○○○○

……………………………………………………………

添付ファイル：別表（様式1・イ、様式2・ロ）のファイル形式はＰＤＦ。

ファイル名は工事名。